

健生食輸発1125第2号
令和7年11月25日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(フィジー産未成熟ささげのチオジカルブ及びメソミル並びにスリランカ産ツボクサのテブコナゾール及びヘキサコナゾール)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年11月20日付け健生食輸発1120第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、フィジー産未成熟ささげのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、スリランカ産ツボクサのテブコナゾール及びヘキサコナゾールについて検査命令の対象としたことから、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・フィジー産未成熟ささげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチオジカルブ及びメソミル

2. 別表第3への追加

- ・フィジー産未成熟ささげ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のチオジカルブ及びメソミル(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「HAPPY VALLEY EXPORTS」であるものに限る。)

3. 別表第2から削除

- ・スリランカ産ツボクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のテブコナゾール及びヘキサコナゾール

4. 別表第3から削除

- ・スリランカ産ツボクサ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のテブコナゾール及びヘキサコナゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SPS EXPORT

INTERNATIONAL (PVT) LTD」であるものに限る。)